重　要　事　項　説　明　書

保育の提供開始にあたり、西宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 38 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

第１　事業者

事業者名称	学校法人甲東幼稚園
主たる事務所の所在地	西宮市甲東園 1 丁目 2 番 15 号
法人種別	学校法人
代表者職氏名	理事長　新堀　真之
電話番号	0798-31-2315

第２　事業の概要

事業の種類	小規模保育事業Ａ型			
施設の名称	甲東こばと保育園			
施設の所在地	西宮市松籟荘 7 番 21 号			
連絡先	電　話　0798-31-0936 ＦＡＸ　0798-31-0937			
園長氏名	藤井　弓子			
利用定員	０歳児	１歳児	２歳児	計
	0 人	9 人	10 人	19 人

第３　事業の目的・運営方針

当事業者は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

（1）当事業所は、保育所保育指針並びにキリスト教保育指針に沿い、甲東幼稚園との連携で幼保連携型認定こども園教育・保育要領も参考に保育を展開する。

（2）当事業所は、子ども自身に寄り添い、丁寧な保育を展開する。

（3）当事業所は、地域とのつながりを大切に考え、地域の自然、人、組織と関わりながら過ごす。

第４　施設・設備等の概要

（1）施設

施　　設	**構　　造**	RC 造
	延 床 面 積	111.34 ㎡

（2）主な設備

設　備	**居　室　数**	**備　　考**
乳 児 室	0	
ほふく室	1	
保 育 室	1	
遊 戯 室	0	
調 理 室	1	
事 務 室	1	
医 務 室	1	事務室内に医務コーナー設置
職 員 室	1	更衣室
設備の種類		沐浴設備、幼児用手洗い、幼児用トイレ（大２器）
屋外遊戯場（園庭）		屋外遊戯場　　なし （代替場所） 甲東幼稚園園庭、新幹線高架下６号児童遊園

第５　連携施設

当事業所では、下表のとおり連携施設を設定しています。

連携施設の種類	幼稚園型認定こども園
連携施設の名称	甲東幼稚園
連携協力の概要	集団保育、保育に関する相談・助言、卒園児の受入れ、 園庭・遊戯室の利用に関する支援、代替保育の提供

第６　職員の配置状況

職　種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1	－	
保育士	10	5	5	
調理員	4	－	4	内１名は栄養士有資格者
嘱託医	2	－	2	嘱託医／嘱託歯科医
事務職員	1	1	－	甲東幼稚園、甲東ぽっぽ保育園と兼務

第７　職員の勤務体制

職　種	勤　務　体　制	備　　考
園長	８：４５　～　１４：４５	
保育士	早番　７：１５　～　１３：１５ 日勤　８：４５　～　１４：４５ 遅番１３：００　～　１９：００	
調理員	９：００　～　１４：００	

※　ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※　職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

第８　保育を提供する日、時間

開所曜日		月・火・水・木・金・土　（祝日を除く）
保育時間	保育標準時間	午前７時３０分 ～ 午後６時３０分（１１時間）
	保育短時間	午前８時３０分 ～ 午後４時３０分（８時間）
延長保育	保育標準時間	午前　なし
		午後６時３０分 ～ 午後７時００分
	保育短時間	午前７時３０分 ～ 午前８時３０分
		午後４時３０分 ～ 午後７時００分
開所時間	平日	午前７時３０分 ～ 午後７時００分
	土曜日	午前７時３０分 ～ 午後７時００分

※　12 月 29 日から 1 月 3 日は休所日となります。

※台風接近等に伴う対応について

【通常の気象警報が発令された場合（大雨・暴風警報など)】
通常の気象警報であれば開園することとしますが、子供を連れての登降所は危険を伴うことから、家庭で保育が可能な方は家庭での保育をお願いします。
状況によっては保育所からお迎えをお願いする場合があります。すぐに来られる体制を取っておいてください。

公共交通機関等や電気・ガス・水道などのライフラインに相当な被害が予見される場合は、避難行動をとる可能性が高いため、勤務等やむを得ず保育を必要とする方のみの受け入れとします。
また、「特別警報」等が発令された場合、通常の気象警報とは異なる対応となります。

【本市に「特別警報」等が発令された場合】
○ 午前７時現在で「特別警報」が本市に発令された場合は「休園」とします。
　また、「特別警報」が解除された場合でも当日は「休園」とします。
○ 午前７時現在、「高齢者等避難」（警戒レベル３）や、「避難指示」（警戒レベル４）、「緊急安全確保」（警戒レベル５）が当園の所在する地域に発令されている場合は、避難を開始する必要があるため
　「家庭での保育」とします。
○ 午前７時以降に「特別警報」や、「高齢者等避難」（警戒レベル３）や、「避難指示」（警戒レベル４）、「緊急安全確保」（警戒レベル５）が当園の所在する地域に発令された場合は、避難を開始する必要があるため、速やかにお迎えに来てください。

・避難所に避難している場合は、一斉メール配信、玄関に掲示等にてお知らせしますので、避難所へお迎えに来ていただくようお願いします。

〇電気・ガス・水道などのライフラインが停止した場合など、保育に支障をきたす被害があった場合は「休園」とします。

◆「特別警報」とは、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告する防災情報です。

◆「特別警報」が発令された場合、お住まいの地域は数十年に一度の、これまでに経験したことのないような、重大な危険が差し迫った異常な状況にあります。ただちに市町村の避難情報に従うなど、適切な行動をとってください。

第９　提供する保育の内容

当事業所は、保育所保育指針に基づき、利用児童の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。

（1）　当事業所の保育理念

・キリスト教保育を通し、見えない神の恵みと導きへの信頼感を与えられ、安心して過ごす。

・一人一人をあるがままに認め合うところをスタート地点とし、互いの違いを認めつつ、一緒に過ごそうとし、そのことを喜びとする

・わたしたちの生きる自然や世界を神による恵みと受け止め、それらの事柄に関心をもち、自分達のできることを考え、行うようになる。

（2）　当事業所の保育の目標

・自分自身を大切なひとりとして受け入れられていることを感じ取り、自分自身をよろこびと感謝を持って受け入れるようになる。

・心を動かし、探求し、判断し、想像力を持ち、創造的にさまざまな事柄に関わるようになる。

（3）　一日の流れ

時間	活　動	
	１歳児　しずく組	２歳児　にじ組
7:30	順次登園　遊び	順次登園　遊び
9:30	午前のおやつ(牛乳)	午前のおやつ(牛乳)
	集い　朝の礼拝　散歩　自由活動	集い　朝の礼拝　散歩　自由活動
	設定活動	設定活動
11:30	給食	給食
	午睡	午睡
15:30	おやつ	おやつ
	自由活動	自由活動
	順次降園	順次降園
19:00	閉園	閉園

各年齢、各個人にあわせて、時間はずれ込むことも想定内で､丁寧に接する保育をする。

（4）　年間行事計画

月	行　　事
4月	・入園式 4/1　・慣らし保育(10 日～2 週間程度)
5月	・こどもの日(鯉のぼり作り)
6月	・定期健康診断
7月	・七夕まつり(飾り作り)
8月	・水遊び、プール遊び
9月	
１０月	
１１月	
１２月	・クリスマス礼拝（クリスマスページェント）
1月	
2月	・節分(鬼のお面作り)
3月	・ひなまつり(おひな様作り)・お別れ会　・定期健康診断＆入所前健康診断

※　誕生会・身体測定・避難訓練は随時実施します

（5）　給食の提供

ハーベスト株式会社　『はぴみる』による自園調理

第１０　利用料金

（1）保育にかかる利用者負担額

西宮市が定める利用者負担額をお支払いいただきます。

（2）延長保育にかかる費用

延長保育を利用された場合は、以下の延長保育料をお支払いただきます。

項目	時間	金額
保育標準時間認定児童（※）	午後 6 時 30 分～午後 7 時 00 分	日額　　400 円 月額　4,000 円（月契約）
保育短時間認定児童（※）	午前 7 時 30 分～午前 8 時 30 分 午後 4 時 30 分～午後 7 時 00 分	日額　30 分　400 円

※）所得税及び市民税の非課税世帯(母子・父子世帯等に限る)並びに生活保護世帯は、減免を受けられる場合があります。

注）閉園時間（19：00）を超えた場合は、15 分毎に 1,000 円を申し受けます。

（3）保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

（1）・（2）に掲げる費用のほか、以下の費用をお支払いいただきます。

項　目	内容，負担を求める理由及び目的	金　額
帽子代	入園時購入	1個　1,200円
連絡帳代	入園時他随時購入	1冊　200円
おむつ代	預かりおむつが無くなった場合	1枚　50円

※ その他、行事や保育活動に係る費用等を徴収する際は、事前に説明し同意の上徴収します。

第１１　利用の終了に関する事項

入所児童が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

（1）入所児童が満3歳に到達して最初の3月31日を迎えたとき

（2）利用乳幼児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき

（3）その他、当事業所の利用を継続することが困難な事由があるとき

第１２　嘱託医

以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	内科小児科たきぐち医院
医師名	瀧口　憲生
所在地	西宮市上大市1丁目5番20号メゾン甲東園１０３
電話番号	0798-57-2811

医療機関の名称	天羽歯科クリニック
医師名	天羽　大介
所在地	西宮市松籟荘11-22
電話番号	0798-53-8007

第１３　緊急時等の対応方法

入所児童に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等に連絡します。また、嘱託医又は主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、緊急の処置は医師の判断を優先しますので、あらかじめご了承願います。

第１４　非常災害対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者（または、火気・消防等についての責任者）を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、必ず毎月１回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施します。

（１）　避難場所

非常災害時に園舎内に留まることが困難と判断した場合は下記の場所へ避難します。

１．　甲東幼稚園

２．　段上西小学校

（２）　緊急時の連絡手段

１．　園電話

２．　一斉メール配信

第１５　防犯、事故防止のための措置

当事業所は、利用乳幼児の安全を確保するため、事故発生防止のための指針を策定し、職員全員が周知できるよう研修の時をもちます。

第１６　安全計画について

当園では「安全計画」（別紙）により、①施設や設備等の安全点検や、②園外活動を含む保育園での活動や取組みに対する安全確保のための指導、③職員への各種訓練や研修等について年間計画を定め、児童の安全に関する取組を進めてまいります。

第１７　虐待の防止のための措置

「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」が改正され、児童虐待の防止について、保育園は重要な役割を担っています。子供のしつけに際して、身体的苦痛（叩く、蹴る、物を投げつける等）は体罰とみなされ、「虐待」にあたります。また、暴言、配偶者間の争いを見せる等、子供の心理面に悪影響を与えることも「虐待」とみなされます。

その他にも、下記の表に規定されているものは「虐待」となり、あてはまるようなことがあれば、保育園は、法律に基づき市へ通告する義務があります。

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、つねる、投げ落とす、物を投げつける、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、溺れさせる、鼻と口をふさぐ、しつけと称する体罰　　等 ※程度や強さによらず、その行為自体が「虐待」に当たる。
性的虐待	子供への性的行為、性器や性的行為を見せる、子供への過剰なスキンシップ　　等

ネグレクト	家（部屋）に閉じ込める、食事を与えない（頻繁な欠食）、ひどく不潔、不適切な衣服、自動車（自転車）に放置する、子供を残して外出する、保育所に理由なく行かせない、治療や処置が必要だが受診させない、子供の安全への配慮を怠る（ケガが絶えない）　等
心理的虐待	著しい暴言や言葉による脅し、拒絶的な対応、きょうだい間での著しい差、 子供の面前で行われるＤＶ（暴言暴力）　　等

第１８　苦情等の受付について

相談・要望・苦情等に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を受付窓口として設置し、話し合いによる解決に努め必要な改善を行います。

相談・苦情受付担当者	保育士　小河　陽子 電話番号　0798-31-0936
相談・苦情解決責任者	園長　　藤井　弓子 電話番号　0798-31-0936
第三者委員	石橋　晋 電話番号　080-7994-3650
	沼崎　南雄 電話番号　080-7994-3650
	若林　成幸 電話番号　080-7994-3650
受付方法	面談・文書・電話などの方法で受け付けます。受け付けた要望・苦情等は誠意をもって適切に対応し、改善状況についてお知らせします。また、要望・苦情内容と改善状況等について、個人情報を除き、園だよりや掲示板、ホームページ等で公表します。

第１９　保険加入状況

以下の保険に加入します。

保険会社	保険の種類	保護者負担
全日本私立幼稚園連合会団体保険	園児団体傷害保険	なし
全日本私立幼稚園連合会団体保険	賠償責任保険	なし

第２０　守秘義務及び個人情報の取り扱い

利用児童及び保護者等に係る個人情報については、以下の方針で取り扱います。

（１）市が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用します。

（2）個人情報保護法その他関連する法令等を遵守し、管理責任者のもとで厳重なセキュリティ対策を施し、適切に個人情報を管理していきます。
（3）業務の一部を企業等、第三者へ委託する場合は守秘義務契約などによって個人情報の保護を義務付け、扱いを管理・監督します。
（4）利用目的を失った個人情報については保管義務の定めのあるもの以外は、確実かつ速やかに破棄します。
（5）その他、当園では以下の目的のために必要最小限の範囲内において個人情報を使用することがあります。
・在籍中の保育サービス提供に係る行政への補助金請求等において情報提供を行うこと
・他の保育施設等へ転所する場合、その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと
・緊急時において、病院その他関係機関に対して必要な情報提供を行うこと
・転所先及び保育園への円滑な移行・接続が図れるよう、予定する転所先及び保育園から要望があれば情報を提供すること
・お便り、ホームページ、掲示板、広報誌、広告など園外への情報発信に使用すること
・マスコミ取材による映像や写真、写真ビデオ業者による行事の撮影・販売などに使用すること

第２１　その他留意していただきたいこと

（1）　利用時間は各自の勤務時間+通勤時間(保護者のうち勤務が短い方)とするが、家庭保育が可能な時はできるだけ家庭保育を心掛けて下さい。
（2）　入園当初は慣らし保育のため、上記の時間でのお預かりは、慣らし保育終了後からとなります。
（3）　行事の為、登園・降園時間の変更をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。

※この重要事項説明書の内容は、2026 年(令和 8 年) 4 月現在の情報です。